

クレジットカード決済（継続払い）約定

- 1 堺市上下水道局（以下「当局」という。）が請求する水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）のクレジットカード決済（継続払い）は、お客さまがクレジットカード情報を事前にご登録いただくことで、水道料金等を継続的にクレジットカードで決済するものです。
- 2 当局の窓口等でクレジットカードを提示して水道料金等をお支払いいただくことはできません。
- 3 水道料金等は、お客さまが指定されたクレジットカードを取り扱う指定納付受託者（以下「カード会社」という。）に納入の通知を行い、請求いたします。
- 4 カード会社から当局に水道料金等の立替払い後、お客さまの当局に対する水道料金等の支払債務は消滅しますが、お客さまはカード会社に対し、水道料金等と同額の債務を負うこととなります。
- 5 クレジットカード決済（継続払い）をご利用されるお客さまには、当局からのご連絡は全て堺市上下水道局アプリ「すいりん」（以下単に「アプリ」という。）を用いて行うためアプリのご利用を必須とさせていただきます。アプリのご利用を中止される場合は、クレジットカード決済（継続払い）をご継続いただけません。
- 6 お申込みから登録が完了するまで2週間程度かかる場合がございます。登録が完了するまでは従前の方法でお支払いいただきます。クレジットカード決済（継続払い）の登録手続き完了後、当局からアプリへ通知を送信いたします。
- 7 クレジットカードの有効性が確認できない等の理由でお申込みを受付できない場合は、従前のお支払い方法を継続いたします。
- 8 クレジットカード決済（継続払い）では、カード会社が定める会員規約に従って水道料金等をお支払いいただきます。
- 9 当局では、お客さまのクレジットカード情報は一切保有しておりません。クレジットカード情報に関するお問い合わせは、カード会社までお願いいたします。
- 10 お支払い回数は、1回払いのみとなります。

- 1 1 1 回のご請求金額が 10 万円以上となる場合は、クレジットカード決済（継続払い）の対象外となります。アプリへ請求データを送信いたしますので、アプリに対応しているモバイル決済かコンビニエンスストアでお支払ください。（以下この請求方法を「電子納入通知書」という。）ただし、ご請求金額が 30 万円を超える場合は、電子納入通知書を用いず、納入通知書を郵送いたします。
- 1 2 カード会社の締切日、当局検針日との関係等により、複数月分がまとめて請求される場合があります。
- 1 3 クレジットカード決済（継続払い）では領収証書を発行しません。クレジットカードのご利用明細等でご確認ください。
- 1 4 お客さまの水道料金等をカード会社が当局へ立替払い後、当局では水道料金等の納入の証明をすることが可能となります。なお、証明書の発行には所定の手数料が発生します。
- 1 5 クレジットカードのご利用状況等により、決済処理に失敗した場合は電子納入通知書にて請求いたします。
- 1 6 ご登録カードの有効性が確認できなくなった場合は、クレジットカード決済（継続払い）のお取り扱いを中止します。後日、電子納入通知書にて請求いたします。
- 1 7 クレジットカードの会員番号・有効期限等が変更になった場合は、再度お申込手続きが必要です。一部のカード会社では、引き続きご利用いただける可能性があります。
- 1 8 水道ご契約者名義とカード名義が異なる場合、水道ご契約者が支払いをカード名義人に委託し、カード名義人は承諾したものといたします。